

# 産業廃棄物処理施設設置許可関係事務取扱要領

制定 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

## (目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設を除く。）の設置等
- 第4 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設に限る。）の設置等
- 第5 肥料飼料製造施設（条例第2条第5項に規定する施設に限る。）の設置等
- 第6 事故時の届出
- 第7 許可証
- 第8 申請者等の適格性の照会事務

## 第1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の設置許可等及び静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第2条第5項に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等における手続に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については、個別に審査に必要な対応を求める場合がある。

## 第2 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 2 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 3 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 4 最終処分場基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。
- 5 構造基準 省令第12条及び省令第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の技術上の基準をいう。
- 6 維持管理基準 省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設

の維持管理の技術上の基準をいう。

- 7 細則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年静岡県細則第63号）をいう。
- 8 条例 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）をいう。
- 9 条例規則 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成19年静岡県規則第48号）をいう。
- 10 要綱 静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成4年静岡県告示第965号）をいう。
- 11 県最終処分場構造基準 静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準（平成元年9月29日環第758号）をいう。
- 12 県最終処分場立地基準 静岡県産業廃棄物最終処分場の立地に関する基準（平成4年10月30日）をいう。
- 13 県環境調査指針 静岡県産業廃棄物処理施設等の環境調査に関する指針（平成4年10月30日）をいう。
- 14 県最終処分場維持管理基準 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準（平成4年10月30日）をいう。
- 15 合併 産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併をいう。
- 16 分割 産業廃棄物処理施設設置者である法人の分割をいう。
- 17 借受け 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から同施設を借り受ける（所有権は移動しない）ことをいう。
- 18 譲受け 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から同施設を譲り受ける（所有権が移動する）ことをいう。
- 19 役員 業務を執行する社員（会社法（平成17年法律第86号）第590条に規定する持分会社の業務を執行する社員をいう。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、会社法に規定する会計参与については、法人の業務を執行する権限及び法人に対する支配力を有しない機関であり、会社法上の役員には該当するものの法上の役員には通常該当しないが、会計参与であってもその職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合には法上の役員に該当し得る。
- 20 出資者等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- 21 使用人 政令第6条の10に規定する使用人をいう。
- 22 中核設備 破碎施設における破碎機、脱水施設における脱水機等、その施設に

において産業廃棄物を処理する設備をいう。最終処分場においては、埋立地をいう。

ただし、産業廃棄物を処理する設備であっても圧縮梱包機や熔融固化機等、単独では法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可対象とならない設備は、付帯設備とする。

23 付帯設備 処理施設から中核設備を除いた設備をいい、保管設備を含む。最終処分場にあつては、平成12年12月28日付生衛発第1903号に規定する関連付帯設備（擁壁、前処理設備、遮水層、保有水等集排水設備、通気設備、浸出液処理設備及び調整池等）をいう。

24 環境影響設備 付帯設備のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある設備をいい、中核設備とあわせて、中核設備等という。

25 管轄健康福祉センター 施設の設置場所を管轄する健康福祉センターをいう。

### 第3 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設を除く。）の設置等

#### 第3-1-1(1) 相談時の指導内容

ア 廃棄物リサイクル課又は管轄健康福祉センターは、事業者から施設の設置について連絡があつた場合には、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを事前協議書提出前に廃棄物リサイクル課に相談するよう当該事業者に対して指導すること。相談に当たっては、事前協議書の提出に必要な施設配置図、構造図、能力計算書、処理工程図、スケジュール、他の法令の状況が分かる資料等の提供を受け、許可の要否や別紙1の該当する設置手順フローにより、今後の手順を確認し、指導を行うこと。

資料の記載事項については、第3-1-1(1)イ以降に準じ、判断に必要な資料を求め把握すること。

イ 事前協議書（第3-1-1(3)ウの規定により事前協議及び条例手続を省略する場合は変更許可申請）の受付後から許可証が交付されるまでの間に設計変更等により施設や配置の変更等が生じ、生活環境影響予測の条件に変更等が生じた場合は、その変更等の内容により、事前協議から手続をやり直すこともあり得るため、事前の準備を適切に行うよう伝えること。

ウ 設置位置、施設の構造、処理能力、処理工程及びスケジュール等が明確でないものは、事前協議に進むことができないことを説明すること。

エ 施設の入替等の際は、その施設の廃止等のスケジュールにより新規許可と変更許可のどちらの場合も考えられるため、入替計画を決定しているか確認し、必要な手続の種類等を指導するとともに、他法令の確認を行うよう指導すること。

オ スケジュールは、事前手続から使用開始前検査、稼働までの予定を、手続に必要な時間を考慮しているか確認し、設置計画を立てるよう指導すること。業

許可を取得する場合はその手続に要する期間を考慮しているか確認すること。

カ 他の法令の手続状況は、県環境調査指針様式1の4により関係法令を担当する機関の担当者に直接手続の要否、手続の完了見込みを確認し、それを証する書類等を入手するよう指導すること（参考 第3-2-(2)ウ(カ)a(c)）。

キ 要綱第14条第1項に基づき、次について対応するよう指導し、事前協議書はこれらの手続等が終了してから提出するよう指導すること。

(ア) 市町の長との土地利用に関する手続

(イ) 他法令等の手続完了見込の確認

ク 関係市町の長又は関係住民から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められているか及びその対応状況について確認すること。求めがある場合は、条例第27条により誠意を持って応ずるよう指導すること。

ケ 適合している旨の使用前検査確認通知書が交付されるまでは施設の設置後も同施設で産業廃棄物の処理を行うことができないことを説明すること。

コ 汚泥の脱水施設の場合は、水処理工程に係る配管図、配置図を提出させ、平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」の第二に該当するか否かを確認すること。

### 第3-1-(2) 複数の施設がある場合の留意事項

ア 設置許可を得ようとする処理施設の処理工程中に他の設置許可の対象となる設備が組み込まれ、一連で処理されると判断される場合は、必要な許可は一つである。施設同士が連結されており、連続して処理され、途中取り出しができないことを確認し、次の例を参考に、設置許可の要否、許可の範囲、能力を判断すること。

(ア) 焼却施設の前処理として破碎施設が設置されている場合

a 焼却の前処理として破碎施設が設置されており、両方の施設が一連で処理され、全量破碎処理を経なければ焼却施設に投入できない構造の場合は、破碎施設の設置許可は不要

b 破碎後保管ピット等に一時保管された後に焼却される構造の場合は、一連とは言えず、破碎処理を経由せずに焼却施設に投入することが可能なため破碎施設と焼却施設の設置許可が必要

(イ) 焼却施設の前処理として脱水施設が設置されている場合

a 焼却の前処理として脱水施設が設置されており、脱水から焼却までが一連として処理され、途中で取り出しができず、全量脱水処理を経なければ焼却施設に投入できない構造の場合は脱水施設の設置許可は不要

b 脱水から焼却までが一連として処理される一方で、脱水のみを行う別工程

がある構造の場合は脱水機と焼却施設の設置許可が必要

イ 圧縮固化施設の前処理として破碎施設が設置されている場合は、省令第12条の2第9項第2号に該当し、破碎施設としての設置許可を要することに留意すること。

ウ 複数の中核設備が一体として機能している施設については、処理能力を合算し、一つの許可として申請するよう指導すること。一体として機能していることの判断においては次の例を参考とすること。

区分	説明
廃棄物の種類、性状	取り扱う廃棄物が同一である（同一ではない例：廃プラと紙くず、スチロール限定と普通プラ等）。
処理工程	一次処理、二次処理の関係にある。 ただし、第3-1(2)ア(ア)aや第3-1(2)ア(イ)aに規定する一連として処理される処理施設の場合は、一次処理と二次処理の関係にあっても、処理能力は合算せず、全体の処理能力に影響を及ぼす中核設備を確認し、当該中核設備の能力とする。
保管設備	処理前、処理後保管設備を共有している（共有が必須ではない事に留意）。
処理後物の取扱い	同じ取扱いである（同一ではない例：一方は全量二次処理委託、もう一方は売却）。

### 第3-1-(3) 変更の場合の留意事項

ア 事業者が許可施設において、構造や維持管理に関する変更を行う場合、廃棄物リサイクル課は、当該変更が法第15条第2項第4号から第7号まで又は省令第12条の8各号のいずれに該当するか判断し、随時、変更前に相談するよう伝えること。

イ 中核設備等を変更する場合は、アに加え、必要な手続が変更許可か、軽微変更届かを確認するため、変更前に施設配置図、施設の概要、能力計算書、予測される生活環境への影響等を提出させ、必要な手続を確認すること。

ウ イにおいて、変更許可手続を行うにあたって、生活環境への影響が増大しない場合には事前協議と条例手続を省略することが可能である。事業者が手続の省略を希望する場合は、様式第1号を提出させ、確認すること。

なお、生活環境への影響が増大しないとは、規制基準値等にかかわらず現況施設の稼働時と比べて変更する施設の稼働時の生活環境への影響（騒音や振動等）の予測値が増えない又は低減される状態を指す。

### 第3-2 事前協議（要綱第16条～第21条）

#### 第3-2-（1） 受付時の確認事項

- ア 要綱様式第1号の事前協議書、別紙2に示す添付書類及び事前協議書提出者がチェックした別紙2の書類が添付されていることを確認すること。
- イ 事前協議書に市町の土地利用に関する条例に基づく審査が終了した旨の書面（不要な場合は協議内容を記した書面）が添付されていない場合は、受け付けないこと。
- ウ 添付書類は、別紙2の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。
- エ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事前協議書提出者に返却すること。審査において補正等が生じた場合には、事業者に戻却した当該副本を基に対応し、正本同様の修正を行うよう指導すること（以下、受付時に副本を返却する場合に同じ）。
- オ 副本への添付については写しで差し支えないこと（以下、副本について同じ）。
- カ 変更許可に係る手続の場合、変更前後の要綱様式第1号別紙及び添付書類のうち内容に変更があるものについて、変更前後の書類を添付させること。
- キ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受付すること。
- ク 事前協議書提出者が事前協議終了通知及び鑑の交付を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は事前協議書提出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

#### 第3-2-（2） 審査における留意事項

- ア 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理計画が法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされているか等について審査すること。
- イ 事前協議書（要綱様式第1号）
  - (ア) 事前協議書鑑
    - a 「産業廃棄物処理施設等の処理能力」は、1時間値及び1日の稼働時間（8時間未満の場合は8時間）による値を記載させること。  
複数の中核設備がある場合は、個別の能力及び合算能力が記載されていること。  
なお、複数の中核設備が直列に配置されている場合等、能力を合算しない場合は別紙によりその理由を説明させること。
    - b 「2 変更する事項等」は、変更の内容が把握出来るよう記載すること。  
変更する事項の枠内にて示せない場合等は、別途説明等を添付させること。
  - (イ) 別紙事業計画の概要

- a 「基本計画」のうち、施設の種類には、令第7条に関する事項を次の例により記載させること

例：汚泥の乾燥施設（天日乾燥）（令第7条第2号）

廃プラスチック類の破碎施設（令第7条第7号）等

処理方式には、中核設備の名称、処理方式、メーカー名、型番を記載させること。着工予定時期及び使用開始予定時期には、法その他関係法令の各手続に係る期間及び工事等を考慮して記載させ、その確認ができるスケジュール表を添付させること。

- b 「3 事業範囲」には、15条許可対象の産業廃棄物の種類についてのみ記載させること。

- c 「4 計画地」の使用権原見込み欄の承諾の有無は、有となっており、ウ(キ)cにて、確認が可能であること。

- d 「5 隣接地」については、記載が不要であること。

- e 「6 資金計画」については、当該箇所の記載に代えて様式第2号を提出させること。維持管理に係る費用については、見込額を記載させ、根拠資料は不要なこと。

着工予定時期に記載の年を初年度とし、当該処理施設の使用終了までの期間を記載させること。なお、処理施設の設置にあたり、土地料等がある場合は、説明させ、必要な記載をさせること。また、収入のうち、不動産売払収入以外の財産収入（例えば、株式配当金など）があれば、必要に応じて行を追加して記載させること。

- f 「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」及び「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」は、中核設備の種類にて求められる全ての基準を記載し、設備がない、該当しない等の場合は該当ない旨及びその理由等を記載させること。一部の設備については、参考様式が県ホームページに掲載されている。

基準に求められている全ての事項について記載されており、その根拠が添付書類等にて把握できること、技術上の基準を満たしていること、生活環境の保全及び法第15条の2第1項第2号の施設について適正な配慮がされていることを確認すること。

- g 「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」には、構造に関する事項（ハード）のみが記載され、構造耐力上安全であること（省令第12条第1号）については、中核設備について記載されていることを確認すること。

- h 「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」には、管理に関する事項（ソフト）のみが記載され、点検や検査等の具体的時期等が記載されていることを確認すること。

- i 「9 放流水のある場合」について、放流水がない場合には、書類の提出は求めないものとし、事業計画の概要にその旨を明示させること。

## ウ 添付書類

(注) 事前協議の添付書類は、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請においても使用されるため、許可申請時までの審査において、組み替える等を少なくするよう、別紙２は要綱別表の順番、構成によらず、許可申請に準じている。

### (ア) 施設配置図

- a 事業所全体を示す平面図とし、事務所、当該申請に係る処理施設全体が記載されていることを確認すること。
- b 中核設備等については、少なくとも２地点からの距離を示すなど、設置位置を明確に示させること（(イ)施設構造図の平面図等に記載することでも差し支えない）。
- c 環境保全対策として行った環境保全設備（防音壁、遮音シート、散水装置、排水溝等）が、記載されていることを確認すること。なお、生活環境調査において、環境保全設備と中核設備等との距離等を計算に用いる場合は、当該距離等が確認できるよう記載させること。
- d 搬入経路は、事業場の場内への搬入口から隣接する主要道路までの経路及び場内への搬入口が示されていることを確認すること。搬入と搬出で経路が異なる場合は搬出経路、搬出口も記載させること。
- e 地形図は、処理施設を含む当該地域の地形が把握出来るものであること。

### (イ) 施設構造図

- a 平面図及び立面図は中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備がそれぞれ色分けした線で囲み明示され、各色の凡例を示させるとともに、次の事項について確認すること。
  - (a) 構造基準、維持管理基準に関連する設備（温度計等の測定機器にあっては、そのセンサー等の位置及び確認が出来る場所を含む）が記載されていること。
  - (b) 各設備の名称が記載されていること。
  - (c) 各設備の接続が処理工程図と相違ないこと（廃棄物の途中投入や途中排出の状況が判断できること）。
  - (d) 環境影響設備については、メーカー、型番が付記され、騒音、振動等の検査値等を示した資料及び当該設備の説明に必要な構造・素材に関する資料等を添付していること。
  - (e) 環境保全対策として行った環境保全設備（防音壁、遮音シート、散水装置、排水溝等）の高さや厚さ、材質等を記載させ、その性質を示すカタログ等を添付させること。
  - (f) 屋内に処理施設を設置する場合（保管設備のみを屋内に設置する場合を含む。）にあっては、建屋の平面図及び立面図にシャッターや窓を明記す



るなど、屋内であることを示すこと。

- b 詳細図は、中核設備及び保管設備を対象とし、次の事項が明示されていることを確認すること。

なお、保管容量の算定が可能な寸法等が示され、適切に断面を設定していること（両翼壁の延長が異なる場合には法面の方向に対して直角方向に断面を設定等）及び必要な法面勾配が確認できる平面の断面位置が示されていることを確認すること。

- (a) 中核設備（メーカー、型番を付記）

- ・平面（縮尺、各部名称、寸法、固定位置、断面位置）
- ・断面（各部名称、寸法、固定位置及び方法）
- ・中核設備の部品構造（設計計算書で用いられる寸法等を明示）

- (b) 保管設備（処理前及び処理後）

- ・平面（縮尺、寸法、平坦部と法面部の区別、断面位置）
- ・断面（寸法、法面勾配）
- ・保管面積及び保管容量の算定結果（算定式）
- ・処理前の保管量が、1日当たりの処理能力の14日分を（例外規定がある場合はその日数。）を超えない量となっていることを確認すること。
- ・処理後の保管量が、1日当たりの処理能力量に対応する処理後廃棄物発生量の14日分に相当する量を超えない量となっていることを確認すること。
- ・一つの施設に対し複数の廃棄物を保管する場合は、処理前及び処理後それぞれ全ての種類の保管廃棄物の総量が当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量となっていることを確認すること。また、各々の廃棄物の保管設備における保管容量は、それぞれ当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量となっており、廃棄物の総量が14日分を超えないよう管理する方法（毎日保管量及び予定搬入量等を把握し記録する等）が示されていることを確認すること。
- ・自社物と他社物を同じ施設で保管・処理する場合の保管量は、合計で14日分（処理前保管設備の場合であって、例外規定がある場合はその日数。）となっていることを確認すること。
- ・保管設備は飛散流出等のおそれがなく、適切に管理できる構造となっていることを確認すること。飛散流出のおそれなく適切に管理できる構造とは例えば別紙13のような場合が考えられる。
- ・保管設備については、直接、囲いに廃棄物の荷重がかかる保管方法（バラ積み（室内）や野積み（屋外））である場合には、構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないことが説明され、妥当であることを確認すること。

- (ウ) 処理施設の付近の見取図（案内図）

- a 処理施設への現地調査等が可能なよう、目印となる交差点や建物等を明記させること。
- (エ) 処理工程図
  - a 廃棄物の受入（発生工程）から処理前保管、各工程の処理（機器名等付記）、処理後保管、搬出までの廃棄物に関する処理工程図となっていること。
  - b 排ガス及び排水の処理がある場合は、それらの工程図が添付されていること。
  - c 処理工程図は、施設配置図、平面図等と整合していること（施設の連結、途中投入、途中排出が確認出来ることを含む）を確認すること。
- (オ) 処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - a 中核設備について、設備の製造メーカーの能力計算において用いられた数値等の根拠資料、計算方法が適切であること及び添付書類により、係数、かさ比重、回転数等（環境省の換算係数や客観的に妥当と判断される係数）の根拠が確認できる資料が添付されていることを確認すること。
 

なお、実績等による係数の場合であって、設備の製造メーカーから根拠が示されない場合は、当該係数がどのように設定されたものであり、適正なものである旨を示した資料の添付に代えて差し支えないこと。

また、据付場所の設計により、自重、載荷荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対する構造耐力上安定であることが、軟弱地盤、地盤沈下のおそれのある場所、地質等を考慮して説明され、妥当であることを確認すること。
  - b 排ガス及び排水処理施設が設けられている場合は、処理能力を確認できる資料を提出させ、処理施設に対応したものであること、他法令の条件等を満たしていることを確認すること。
- (カ) 生活環境影響調査に関する書類
  - a 県環境調査指針様式第1号による事前調査報告書
    - (a) 1から3までの調査項目の列に現在の状況を、対応策には状況に対して何らかの対策を講ずる必要がある場合は、その内容を記載させること。対策が不要な場合は、その旨及び理由を記載させること。放流水のない産業廃棄物処理施設等においては、1(5)及び2(4)、(5)の記載は不要なため、斜線及び「排出なし」の旨記載させること。
    - (b) 1から3までの調査項目の列に、地図、写真、地質図を添付する旨示されているものは、当該欄及び当該添付書類に「(別添〇 〇〇〇)」と記載させるなど、該当資料を明示させるとともに、地図等に事前調査報告書の内容を落とし込むよう指導すること。
    - (c) 4の「規制の確認、手続指導を受けた官公庁」には、確認した官公庁名、担当課名、担当者名及び連絡先電話番号を記載させること。県盛土等の規制に関する条例、県水資源保全条例、消防法、宅地造成及び特定盛土等規

制法についても確認させるとともに、記載のない法令の規制を受ける場合は追記させること。

- i 土地利用に関する条例等に基づく審査が終了した旨の書面の写しを添付させること。審査が不要の場合は、市町との協議内容（市町担当者の部署、氏名、連絡先を付記）についての書類を添付させ、直接関係市町に事実確認すること。
- ii iの外、根拠資料として、手続が完了したものについては許認可証の写しを、手続中の場合はその状況を確認できる資料を添付させ、確認すること。

b 環境調査の実施計画書

- (a) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成10年5月7日付け衛環第37号）」第1の2及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づいていることを確認すること。特に、事前協議書提出者が選定した調査項目及びその選定理由、調査方法、測定地点の妥当性を確認すること。
- (b) 事前調査報告書及び施設配置図、構造等に関する資料と一致していることを確認すること。
- (c) 測定地点については、中核設備と環境影響設備の位置が明確であること（少なくとも2地点からの距離を示す等）を確認し、施設配置図においても明記していることを確認すること。
- (d) 現況の測定においては、既存施設の稼働条件に留意するよう指導すること（環境負荷が最大となる条件での稼働、その記録等）。

(キ) 公図の写し、土地登記事項証明書等

- a 公図の写しは、当該許可に係る処理施設に関する土地を含むものとし、処理施設、建屋、敷地の位置を図示し、処理施設の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名を記載させること。
- b 土地登記事項証明書（登記簿謄本）は、当該許可に係る処理施設に関する土地に関するものとし、受付日から起算して3か月前の日以降に交付された原本を添付させ、公図写しと整合がとれていることを確認すること。なお、登記情報提供サービスにより提供された情報は受け付けることができないことに留意すること。
- c 土地所有権または使用権原を有することを証する書面は、当該許可に係る処理施設に関する土地について添付され、有効なものであることを確認すること。

(ク) 技術管理者の確保を証する書類

- a 一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士の認定証の写し、実務経験を証する書類、その他省令第17条に規定のあるものを添付させること（有効期限なし）。

なお、予定者の場合は一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講予定であることが確認できる書類を添付させること。

また、認定証や講習の内容が、設置しようとする施設に対応しているものであることを確認すること。

(ケ) 災害防止のための計画

- a 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関すること、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関すること、火災の発生の防止に関すること、その他施設に係る災害防止に関することが記載されていることを確認すること。また、要綱及び廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月 環境省廃棄物リサイクル対策部）を踏まえ、事故の際の措置（関係機関への連絡等を含む。）が適切に定められていることを確認すること。

(ク) 処分方法を示した資料

- a 省令第11条第5項第1号から第2号の3までに該当する次の施設にて生ずる廃棄物について、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別、自家処分・委託処分の別、処分方法が示されていることを確認するとともに、委託処分を行う場合は、委託先の許可証を確認すること。有価物として処理する場合は、その旨が記載され、有価物としての規格、売却が可能であることを示す書類（売買契約書、実績がある場合は売買実績）を確認すること。

(a) 水銀汚泥のばい焼施設において生ずる焼却灰等

(b) 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、シアン化合物の分解施設において生ずる汚泥等

エ 現地調査

- (ア) 必要に応じ、設置（変更）予定箇所の状況把握等のため、現地調査を行うこと。

### 第3-2-(3) 事務処理の流れ

ア 健康福祉センターへの送付

受付後、書類の審査を行った後、副本1部を管轄健康福祉センターへ送付すること。

なお、計画変更の指示を行わない場合は、事前協議終了通知の写しと併せて送付して差し支えない。

イ 計画変更等の指示

- (ア) 事前協議書の審査により、必要に応じ、要綱第20条の審査指示を行うこと。  
(イ) 要綱様式第2号の措置報告書3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。  
(ウ) 措置報告書について、審査指示を行った事項が是正されているか確認し、是正されている場合は、事前協議終了の決裁を、是正されていない場合は、

再度、審査指示を行うこと。

- (エ) 措置報告書が提出されず、審査指示から2年経過したときは要綱第20条第7項により取り下げたものとみなされるため、事前協議書提出者に事前協議書を返戻すること。事前協議書提出者の責めに帰することのできない理由があると認められる場合は、状況を把握し、適宜対応すること。

ウ 事前協議終了通知の交付

- (ア) 決裁後、事前協議書提出者に事前協議終了通知及び受付印を押印した鑑の写しを、管轄健康福祉センターに通知の写し及び審査指示を行った場合は措置報告書を送付する。

### 第3-3 生活環境影響調査（県環境調査指針）

#### 第3-3-1 受付時の確認事項

- ア 生活環境影響調査報告書は、第3-2-2ウ(カ)bの実施計画書に基づいて実施されていることを確認し、生活環境影響調査の報告書を1部提出させること。

イ 事業計画書（第3-4）の提出前であること。

#### 第3-3-2 審査における留意事項

- ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成10年5月7日付け衛環第37号）」第1の2及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」より記載されていること、測定結果及び予測の妥当性や環境保全対策について確認すること。

イ 条例手続及び設置（変更）許可申請において、縦覧対象となること等を踏まえ、専門用語等については、適宜説明を付すなど分かりやすくなっていることを確認すること。

#### 第3-3-3 事務処理の流れ

審査後、決裁手続を経て受理する。

### 第3-4 条例手続（条例第20条～第26条）

第3-2事前協議の例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第3-4-1 受付時の確認事項

ア 第3-3の手続が完了していることを確認すること。

イ 条例規則様式第8号の事業計画書（変更の場合は条例規則様式第9号）、別紙3に示す添付書類、設置者がチェックした別紙3の書類が添付されていることを確認すること。

ウ 添付書類は別紙3の提出書類一覧表の順に並べられ、当該添付書類には番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

- エ 提出書類6部（正本1部、副本3部、縦覧用副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。
- オ 縦覧用副本2部については、図面の作成者名や計測者名等の個人情報被判別できないように加工されていることを確認すること。
- カ 必要事項が適切に記載されていること、事前協議書の内容（要綱手続）と相違がないことを確認し、受け付けること。
- キ 事業計画書提出者に次の事項を説明し、事務処理に係る日数及び事業計画書提出者の予定を踏まえて縦覧日程候補日を事業計画書提出者と調整すること。  
なお、説明会開催計画書が事業計画書提出者より提出された時点で、鑑を除いた副本1部は当該事業計画書提出者に返却すること。
- (ア) 住民説明会は縦覧期間内に開催すること。
- (イ) 住民説明会の開催にあたっては、開催予定日の1週間前までに説明会開催に関する公告を行うこと。
- (ウ) (イ)における公告の2週間前までに条例規則様式第10号による説明会開催計画書3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出すること。
- (エ) 住民説明会の公告方法が条例規則第23条第1項第2号によるその他知事が適当と認める方法により実施する場合は、あらかじめ公告方法が適切であることを確認すること。この場合であっても、当該方法による公告を実施する2週間前までに説明会開催計画書を提出すること。
- ク 説明会開催計画書の受付においては、条例規則第24条第2項に規定する添付書類が揃っており、内容が妥当であることを確認すること。なお、説明会開催計画書は、事業計画書の決裁終了後（事業計画書の内容が定まってから）でなければ受け付けることができないことに留意すること。
- ケ 住民説明会開催後、条例規則様式第11号による説明会開催報告書を3部（正本1部及び副本2部）作成し、説明会で配布した資料とともに廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。
- コ 事業計画書提出者が住民説明会を開催できないとした際は、条例規則第26条に該当することを確認の上、あらかじめ周知方法を相談し、条例規則様式第12号説明会開催不能届出書を3部（正本1部及び副本2部）作成し、廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。
- サ 廃棄物リサイクル課は、意見の提出があった場合は、申請者に見解書3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。説明の内容に応じた、適切な根拠資料等が添付されているかを確認すること。

- シ 条例第24条による事業計画書を提出後に事業所の記載事項を変更する場合の条例規則様式第13号の事業計画書記載事項変更書の提出は、事業計画書の市町、管轄健康福祉センター送付手続後から許可申請書受付までに変更が生じた場合が該当となる。相談等があった場合は、事業計画書記載事項変更書を事業計画書と同様に提出するよう指導し、提出後は、事業計画書の手続と同様に実施すること（条例規則第17条に該当する場合を除く）。
- ス 許可申請書受付までに事業を廃止したときは、速やかに条例規則様式第14号による事業計画廃止書3部（正本1部及び副本1部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。
- セ 事業計画書提出者が事業計画書の鑑等の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は事業計画書提出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

### 第3-4-2) 審査における留意事項

#### ア 事業計画書（条例規則様式第8号、第9号）

- (ア) 事業計画書（変更）における「1 変更する事項等」及び「2 変更後の施設の概要」は、変更の内容が具体的に分かるよう、変更する設備の名称、メーカー名、型番等が記載されていること。
- (イ) 「産業廃棄物処理施設等の設置場所」は、ベルトコンベアやブロワー等の付帯設備の設置場所は含まず、中核設備の設置場所のみが字名を含めて記載されていること。
- (ウ) 「生活環境保全のための措置」については、第3-3と整合しており、環境保全設備が複数ある場合は、それぞれについて記載するとともに、建屋や保管設備等についても記載されていること。
- (エ) 「位置」には、「別紙施設配置図のとおり」等と記載し、図面により施設の設置位置が示されていること。
- (オ) 「構造及び設備」は、「別紙構造を明らかにする平面図・立面図・断面図及び構造図のとおり」等と記載し、図面により示されていること。
- (カ) 「その他構造等に関する事項」及び「その他維持管理に関する事項」に記載されている内容が、法に定める構造基準及び維持管理基準を満たしていることを確認すること。

#### イ 添付書類

- (ア) 施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査は、第3-3と同じものであることを確認すること。変更している場合は、その内容について説明した文書の提出を受け、事前協議手続の再実施の必要性を確認すること。

#### ウ 説明会開催計画書

- (ア) 説明会における説明内容が事業計画書と相違がなく、十分な情報であるこ

とを確認すること。

- (イ) 説明会開催日は、意見書の提出期限に十分余裕を持った時期に行われる予定であることを確認すること。
- (ウ) 説明会開催時間は、関係者が出席しやすいよう配慮されているか確認すること。
- (エ) 条例規則第22条第2項に定める者を対象としていることを確認すること。
- (オ) 開催場所は、事業計画書提出者の関係者が出席しやすい場所に選定されているかを確認すること。
- (カ) 関係地域が妥当であること、周辺区域であって、説明会の対象としない場合は、その客観的な理由の有無や自治会代表者の意見・同意書等にて判断していることを確認すること。
- (キ) 公告の方法が適当であることを確認すること。

#### エ 説明会開催報告書

- (ア) 説明会が計画書に沿って適切に開催されたかを確認すること。
- (イ) 質問、意見等に対し、十分に説明がされているかを確認すること。

#### オ 説明会開催不能届出書

- (ア) 説明会が開催できない理由が条例規則第26条に該当していることを確認すること。
- (イ) 事業計画書の記載事項について関係住民に周知できる手法により、意見書の提出期限に十分余裕を持った時期に実施していることを確認すること。

#### カ 事業計画書記載事項変更書

- (ア) 事業計画書と同様に確認すること。

#### キ 事業計画廃止書

- (ア) 記載事項が適切であるか確認すること。

#### ク 見解書

- (ア) 意見に対して説明及び資料により十分に見解が示されていることを確認すること。

### 第3-4-(3) 事務処理の流れ

#### ア 管轄健康福祉センター及び市町への送付、縦覧の公告

- (ア) 審査後、静岡県公報にて1か月間縦覧に供する旨公告するとともに、管轄健康福祉センターに副本2部（1部は縦覧用）及び市町に副本1部を送付する。
- (イ) 縦覧の対象は事業計画書及び事業計画書に添付する書類及び図面とし、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて実施する。
- (ウ) 意見書は、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて受け付ける。管轄健康福祉センターにて受け付けした場合は、その都度廃棄物リサイクル課に送付する。



(エ) 廃棄物リサイクル課は、提出された意見書の意見を取りまとめ、事業計画書提出者に送付し、見解書の提出を求める。事業計画書提出者から見解書が提出された場合は、決裁の上、見解書を県のホームページで公表する。

(オ) 意見の提出がなかった場合は、廃棄物リサイクル課は、事業計画書提出者に次の手続に進むことができる旨を連絡する（終了通知書等は交付しない）。

#### イ 説明会開催、事業計画廃止等

(ア) 説明会開催計画書、説明会開催報告書、説明会開催不能届出書、事業計画廃止書の決裁の上受理し、副本1部を管轄健康福祉センターに送付すること。

#### ウ 鑑の返却

(ア) 受付時に提出された事業計画書、説明会開催計画書、説明会開催報告書、説明会開催不能届出書、事業計画廃止書、見解書の鑑はそれぞれの決裁が終わったごとに事業計画書提出者に返却すること。

### 第3-5 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請

第3-3及び第3-4条例手続の例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第3-5-1(1) 受付時の確認事項

ア 事前協議の終了通知から2年以内の申請であることを確認すること。当該終了通知から申請まで2年以上経過している場合は、改めて事前協議の手続を実施させるか、2年以上経過したその背景、理由等を記載した書類を提出させ、当該手続を実施する必要性が無いことを確認後に受け付けること。確認にあつては、事前協議内容との相違について留意すること。

イ 省令様式第18号（変更の許可の場合は省令様式第22号）の産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書、別紙4に示す添付書類、申請者がチェックした別紙4の書類が添付されていることを確認すること。

ウ 添付書類は別紙4の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

エ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。

オ 必要事項が適切に記載されていること、条例手続（事業計画書）と相違がないことを確認し、受け付けること。相違がある場合は、第3-4により条例手続を行うよう指導すること。

カ 設置（変更）許可申請に係る修正については、都度、申請者の副本の差し替えを行うよう伝えること。

キ 変更許可申請にあたっては、処理施設や事業者情報が直近の許可状態と不整合がないか確認し、相違がある場合は、あらかじめ軽微変更届等の手続を適切に行うよう指導すること。

ク 申請者が産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の交付及び鑑の返却を郵送

で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

### 第3-5-(2) 審査における留意事項

#### ア 許可申請書鑑

- (ア) 該当（又は変更）がない項目は、その旨記載させること。
- (イ) 変更許可の場合にあっては、許可番号及び許可年月日が添付書類の許可証と整合していることを確認すること。
- (ウ) 添付書類は別紙4の提出書類一覧表の順に並べられ、当該添付書類には番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。
- (エ) 焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法にあっては、第3-2-(2)ウ(コ)添付書類の処分方法を示した資料によること。

#### イ 添付書類

- (ア) 処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類は、一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士の認定証の写し、実務経験を証する書類その他省令第17条に規定のあるものであることを証する書類であり（有効期限なし）、当該認定証や講習の内容が、設置しようとする施設に対応しているものであることを確認すること。
- (イ) 様式第2号による処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、当該施設の運転（生じる廃棄物等の処理を含む）に必要な費用を想定しており、適切であることを確認すること。
- (ウ) 申請者が法人の場合における、直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類については、以下により取り扱うこと。
  - a 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その1）とする。

電子交付された納税証明書の場合は、交付された納税証明書の一次印刷物とする。
  - b 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提出したものと同一のものであること。
  - c 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
  - d 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
  - e 法人税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期

限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

- f 直前3年の各事業年度の経常利益（損失）が全て損失になっている場合は、損失の原因と持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みについて記載した経営改善計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により3年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする。
- (e) 申請者が個人の場合における、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類については、以下により取り扱うこと。
  - a 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その1）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないため、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。
  - b 所得税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。
  - c 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付させること。
- (d) 申請者が法人の場合の定款は、原本照合が不要である。登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は受付日から起算して3か月前の日以降に交付された原本が添付されていることを確認し、登記情報提供サービスにより提供された情報は、受け付けることができないこと（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。
- (c) 住民票の写しについては、以下により取り扱うこと（以下、住民票写しについて同じ。）。
  - a 次の項目を満たした住民票の写しを添付させること。
    - (a) 本籍（外国人にあっては、国籍等及び在留カード等の番号）の記載があること。
    - (b) 個人番号（マイナンバー）の記載がないこと。
    - (c) 受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。
  - b 海外在住を理由に住民票の写しを提出ができない場合は、住民票の写しの代わりに次に掲げる書類のいずれかを添付させること。
    - (a) 日本人の場合
      - ・戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も

可)

- ・在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）

(b) 外国人の場合

- ・パスポートの写し等住所の確認ができる書類

(キ) 申請者が法人の場合の出資者等については、個人の場合は住民票の写しを、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が添付されていることを確認すること。

(ク) 申請者、法定代理人、役員、出資者等、使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下、「登記されていないことの証明書等」という。）は、以下のとおり取り扱うこと。

a 登記されていないことの証明書

(a) 氏名、生年月日及び住所又は本籍が記載されていること。

b 記載内容は住民票と同一であること。ただし、次の場合は同一と判断して差し支えない。

(a) 住民票に記載されている氏名と登記されていないことの証明書に記載されている氏名の文字が、正字と俗字又は旧字体の関係で異なっている場合。

(b) 住民票の住所又は本籍が例の左欄のとおり記載されており、登記されていないことの証明書の住所又は本籍が例の右欄のとおり記載されている場合。

例

住民票の住所又は本籍の記載	証明書の住所又は本籍の記載
〇〇町 <u>1丁目1番地の1</u>	〇〇町 <u>1-1-1</u>
〇〇町 <u>二丁目2番地</u>	〇〇町 <u>2丁目2番地</u>
〇〇町字□□ <u>3番地</u>	〇〇町 <u>3番地</u>
〇〇町 <u>4番地</u> ◇◇マンションⅡ号棟404号室	〇〇町 <u>4-2-404</u>

(c) 受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。

(d) 電子証明書の写しでないこと。

(e) 出資者が海外法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が提出できないため、出資者である旨を申し立てる書類を提出させること。

b 医師の診断書

- (a) 次の内容が記載され、診断した医師の署名が行なわれていること。
  - ・ 被診断者の氏名、生年月日、住所
  - ・ 「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者に該当しない。」旨の診断結果
  - ・ 発行日
  - ・ 診断した医療機関名及び住所
  - ・ 医師であること、診断した医師の氏名
- (b) 記載されている被診断者の氏名、生年月日、住所が住民票と社会通念上、同一であること。
- (c) 被診断者と診断した医師が同一人物でないこと。
- (d) 受付日から起算して3か月前の日以降に発行されたものであること。
- (ケ) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面には、申請者の押印は求めないものであること。
- (コ) 処理施設設置に伴う生活環境影響調査は、第3-3で確認した環境影響調査報告書と同一であることを確認すること。
- (カ) 変更の場合にあつては、様式第4号により作成した許可・届出等に関する経過表を添付させること。当該書類には許可（通知・提出）年月日、申請・届出の種類、許可番号等を記載させ、当該書類が台帳（必要に応じて各申請書等の正本）と整合していることを確認すること。なお、変更又は軽微変更にあつては、申請・届出の欄に変更の内容を付記させること。
- (シ) 変更の場合にあつては、設置（変更）許可証の写しを添付させること（合併・分割許可証の添付は要しない）。なお、前回の許可後から内容に変更が生じている場合には廃棄物リサイクル課の受付印のある軽微変更等届出書の写しを添付させること。

### 第3-5-(3) 事務処理の流れ

- ア 受付後、すみやかに第8により欠格照会を行うこと。
- イ 審査及び欠格照会の結果を確認後、設置（変更）許可の決裁を行い、申請者に許可証及び受付印を押印した設置（変更）許可申請書の鑑を返却し、管轄健康福祉センターに許可証の写しとともに副本1部を送付すること。

## 第3-6 産業廃棄物処理施設使用前検査

### 第3-6-(1) 受付時の確認事項

- ア 施設が設置され、使用前検査が受検できる準備が整っていることを確認の上受け付けること。
- イ 省令様式第19号の産業廃棄物処理施設使用前検査申請書、別紙5に示す添付書類及び申請者がチェックした別紙5の書類が添付されていることを確認する

こと。

ウ 添付書類は別紙5の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

エ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。

オ 必要事項が適切に記載されていること、条例手続（事業計画書）、設置許可（変更）申請書と相違がないことを確認し、受け付けること。相違がある場合は、必要な手続を指導すること。なお、必要な手続とは相違の内容に応じ、例えば以下のようなことが考えられ、事前協議からやり直す場合は、不適合の使用前検査結果通知書を申請者に交付し、改めて変更の事前協議申請書を提出するよう指導すること。

保管設備の状況が相違（保管設備の寸法が異なる等） 軽微変更等届出書  
施設の設置場所が相違 事前協議又は再度設置工事

事前協議等を省略した場合であって生活環境への影響が増大 事前協議

カ 処分業として処理を行う場合は、適合している旨の使用前検査確認通知書が交付された後に、管轄健康福祉センターへ必要な手続を行うよう指導すること。

キ 申請者が使用前検査確認通知書の交付及び副本の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

### 第3-6-(2) 審査における留意事項

ア 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

(ア) 許可の年月日及び許可番号が、添付された許可証の写しと整合していること確認し、台帳等により対象施設に矛盾がないことを確認すること。

(イ) 使用開始予定年月日には、使用前検査受検後、廃棄物リサイクル課から適合している旨の使用前検査確認通知書が交付されてから使用可能となることを加味して記載されていることを確認すること。

(ウ) 設置場所が、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書に記載された場所と同一であることを確認すること。

イ 添付書類

(ア) 竣工後の施設構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付させ、図面及び現地に設置された施設と整合していることを確認すること。

(イ) 竣工写真は、施設の全景、許可申請に係わる処理施設（銘板含む）及び保管設備が撮影され、施設名称が記載されていること。

(ウ) 許可後に当該施設の構造を変更している場合は、設置（変更）許可証の写しに加え、当該変更に係る軽微変更届（廃棄物リサイクル課の受付印のあるもの）の写しを添付させること。

ウ 立入検査

(ア) 現地にて、施設の型番及び設置位置、保管設備の構造、処理工程、処理方式等が申請どおりであることを確認すること。

申請と相違があった場合は、第3-6-(1)オに準じて対応し、軽微変更届の申請により対応する場合は、提出書類を差し替えるとともに軽微変更届の提出をもって確認通知書の決裁手続を行うこと。施設等の改善が必要な場合は、改善後の写真等を提出させるか、再度立入検査を行い、改善を確認すること。事前協議、条例手続、設置（変更）許可申請の手続が必要な場合は、申請書に記載した設置に関する計画書に不適合とすること。

(イ) 生活環境の測定が適切に行われていることを確認し、計量証明等を提出させ、生活環境調査の結果と比較するとともに規制基準値以内となっているか、確認すること。ただし、規制基準値を上回ることがないことが明らかな場合は、使用前検査時の測定を省略することも可能とすること。

(ウ) 生活環境の測定結果が不適合の場合は、指導票を交付し、対策を速やかに講じるよう指導すること。改善が図られた旨の報告書を提出させ、適宜、再測定に立ち会い確認すること。

### 第3-6-(3) 事務処理の流れ

ア 書類、立入検査、生活環境の測定結果の報告後、確認通知書が決裁となった場合、申請者に使用前検査確認通知書及び受付印を押印した使用前検査申請書鑑を送付し、管轄健康福祉センターに副本1部を送付すること。

イ 申請者に適合の旨の使用前検査確認通知書を交付する際には、当該申請者に対して、細則第21条に基づく産業廃棄物処理実績報告書（細則様式第24号）を毎年6月30日までに提出するよう周知すること。

## 第3-7 軽微変更届

### 第3-7-(1) 受付時の確認事項

ア 省令様式第23号の産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書、別紙6に示す添付書類、届出者がチェックした別紙6の書類が添付されていることを確認すること。

イ 添付書類は別紙6の提出書類一覧表の順に並べられ、量が多いときはインデックスを貼付する等整理されているか確認すること。

ウ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させること。ただし、複数の設置許可を取得している事業者であって、当該施設の管轄健康福祉センターが2箇所以上になる場合には、正本1部と事業者控え（副本）に加え、管轄健康福祉センターの数だけ提出させること。

エ 返信用封筒（送料は届出者が負担）を同封する場合は郵送での提出を認める（信書の取扱いが可能な手段によること）。

オ 構造に関する軽微変更届を提出する場合には、変更内容により変更許

が必要となる場合があるため、別紙7による説明資料が提出され、適切であることを確認すること。なお、第3-1-(3)イに留意し、変更許可が必要な変更の場合は、直ちに処理施設の使用停止を指示すること。

カ 届出の内容が台帳に記載された情報と一致しているかを確認してから届出を受け付けること。

キ 施設の廃止に伴い、処分業の一部又は全部を廃止する場合には、管轄健康福祉センターに処分業の変更届又は廃止届を提出するよう指導すること。

ク 処理業の許可においても手続が必要な変更においては、管轄健康福祉センターに処分業等の変更届を提出するよう指導すること。

ケ 休止の場合にあっては、休止に関する計画書を添付させるものとし、同計画書には以下の内容を記載させること。

(ア) 休止時点で残っている廃棄物の処理計画

(イ) 休止する理由及び休止期間（再開）の目途

(ウ) 届出内容に変更が生じた場合は、廃棄物リサイクル課に連絡する旨

コ 休止期間が延びる場合は、改めて同届を廃棄物リサイクル課に提出させること。

サ 廃止の場合にあっては、廃止に関する計画書を添付させるものとし、同計画書には廃止時に残っている廃棄物の処理計画を記載させること。

シ 廃止の場合にあっては、細則様式第32号の許可証等返納書を添付し、許可証（原本）を廃棄物リサイクル課に返納させること。

ス 複数の設置許可について、同じ内容の変更を行う場合は、一つの届出で足りること。

セ 同時に複数の申請若しくは届出を行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。ただし、処理業許可の変更届を同時に行う場合にあっては、当該処理業許可の添付書類は省略することができないことに留意すること。

### 第3-7-(2) 審査における留意事項

ア 軽微変更等届出書には、変更のない項目は空欄とし、変更の項目のみ記載させること。

イ 「変更の内容」については、その変更が変更許可ではなく軽微変更に該当することが分かるように具体的に記載させること。

ウ 休止の場合にあっては、休止の期間が妥当なものであるか、残置されている廃棄物の処理計画が適切であるか確認すること。

エ 廃止の場合にあっては、残置されている廃棄物の処理計画が適切であるか確認し、状況に応じて、管轄健康福祉センターに指導を依頼すること。

### 第3-7-(3) 事務処理の流れ



- ア 役員、出資者、使用人の変更の場合は、届出を受付後速やかに、第8により欠格照会を行うこと。
- イ 審査、欠格照会結果の確認、決裁後、管轄健康福祉センターに副本を送付するとともに届出者に受付印を押印した副本1部を返却すること。

### 第3-8 合併・分割認可申請

第3-2から第3-6までの例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第3-8-(1) 受付時の確認事項

- ア 省令様式第27号の合併・分割認可申請書、別紙8に示す添付書類、申請者がチェックした別紙8の書類が添付されていることを確認すること。
- イ 添付書類は別紙8の提出書類一覧表の順に並べ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。
- ウ 提出書類3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。
- エ 必要事項が適切に記載されていること、許可内容と相違がないことを確認し、受け付けること。
- オ 申請書鑑の「⑤合併又は分割の方法及び条件」、様式第4号許可・届出等に関する経過表、合併又は分割契約書の写し、において、合併（分割）の日、使用目的及び中核設備等を含む全ての処理施設が、合併（分割）の日以降、事業を継承する法人による所有権又は使用権原がある状態となること、当該許可に関する許認可の経過等の引継ぎが適切に行われ、構造等及び維持管理計画が変更されないことを確認すること。変更される場合は、変更許可申請、軽微変更届の提出及び施設稼働の継続について確認すること。
- カ 知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。
- キ 申請者が合併（分割）認可通知書の交付及び合併（分割）認可申請書鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

#### 第3-8-(2) 審査における留意事項

- ア 合併又は分割契約書の写しについて、契約書がない場合は、合併や分割されることが分かる資料を提出させること。
- イ 別紙8の4から8まで及び12の添付書類については、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該処理施設を継承する法人の分のみで足りること。

#### 第3-8-(3) 事務処理の流れ

- ア 欠格照会は第3-5-(3)の例によること。

- イ 決裁後、申請者に対し様式第6号の合併（分割）認可通知書（許可番号は受付番号とする。）及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに対し合併（分割）認可通知書の写し及び副本1部を送付する。
- ウ 申請者に合併（分割）認可通知書を交付する際には、当該申請者に対して、細則第21条に基づく産業廃棄物処理実績報告書（細則様式第24号）を毎年6月30日までに提出するよう周知すること。

### 第3-9 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請

#### 第3-9-1 受付時の確認事項

- ア 省令様式第26号の産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書、別紙9に示す添付書類、申請者がチェックした別紙9の書類が添付されていることを確認すること。
- イ 添付書類は別紙9の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。
- ウ 提出書類3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。
- エ 必要事項が適切に記載されていること、許可内容と相違がないことを確認し、受け付けること。
- オ 様式第4号許可・届出等に関する経過表により、当該許可に関する許認可の経過等の引継ぎが適切に行われる予定であるか確認すること。
- カ 知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。
- キ 申請者が譲受け（借受け）許可証の交付及び譲受け（借受け）許可申請書鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

#### 第3-9-2 審査における留意事項

- ア 添付書類は第3-8の例によるもののほか、以下のとおりする。
- イ 譲受け（借受け）の事実等を確認するため、譲受け（借受け）の協議事項がわかる書類を添付させ、譲渡（貸借）する日、使用目的及び中核設備等を含む全ての処理施設を記載させ、譲受け（借受け）の日以降、譲受け（借受け）る者による所有権又は使用権原がある状態となること、構造等及び維持管理計画が変更されないことを確認すること。
- ウ 借受けの場合であって、当該施設を借り受ける期間に期限がある場合には、期限経過後の対応を確認すること。

#### 第3-9-3 事務処理の流れ

- ア 欠格照会は第3-5-3の例によること。

- イ 決裁後、申請者に対し様式第7号の譲受け（借受け）許可通知書（許可番号は受付番号とする。）及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに対し産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）認可通知書の写し及び副本1部を送付する。
- ウ 借り受ける期間に期限がある場合には、台帳にその旨記載すること。
- エ 申請者に産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）認可通知書を交付する際には、当該申請者に対して、細則第21条に基づく産業廃棄物処理実績報告書（細則様式第24号）を毎年6月30日までに提出するよう周知すること。

## 第4 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設に限る。）の設置等

### 第4-1 相談

- (1) 第3-1の例によるほか、以下のとおりとする。
- (2) 要綱第14条第2項に基づき、次について対応するよう指導し、事前協議書はこれらの手続等が終了してから提出するよう指導すること。

ア 市町の長との土地利用に関する手続

イ 他法令等の手続完了見込の確認

ウ 利害関係者に対する情報提供

- (3) 変更許可手続を行うにあたって、生活環境への影響が増大しない場合には条例手続を省略することが可能である。事業者が手続の省略を希望する場合は、様式第1号を提出させ、確認すること。

なお、生活環境への影響が増大しないとは、規制基準値等にかかわらず現況施設の稼働時と比べて変更する施設の稼働時の生活環境への影響（騒音や振動等）の予測値が増えない又は低減される状態を指す。

### 第4-2 事前協議（要綱第16条～第21条）

第3-2事前協議の例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第4-2-1 受付時の確認事項

ア 提出書類4部（正本1部及び副本3部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。

#### 第4-2-2 審査における留意事項

ア 最終処分場

- (ア) 最終処分場（付帯設備を含む）の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、処理施設の特徴を踏まえ、最終処分場基準省令、県最終処分場構造基準等の法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合し、立地が選定されていること、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされていること等について確認すること。

(イ) 事前協議書（要綱様式第1号）

a 事前協議書鑑

「産業廃棄物処理施設等の処理能力」は、ウ(ウ)の処理施設の構造を明らかにする設計計算書により算出した能力が記載されていることを確認すること。

b 別紙事業計画の概要

- (a) 「2 基本計画」のうち施設の種類には、令第7条第14号イからハマまでの分類により、次の例により記載させること。

例：安定型最終処分場（令第7条第14号ロ）

管理型最終処分場（令第7条第14号ハ）

処理方式にはサンドイッチ式、セル式等の埋立方式を記載するとともに、区画を設けて埋め立てる場合はその旨を記載させること。

- (b) 「5 隣接地」について記載させること（要綱第14条第2項(3)）。記載においては、「4 計画地」に準じること。
- (c) 「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」及び「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」は、最終処分場の種類に応じて求められる全ての基準を記載し、設備がない等の場合は該当しない旨及びその理由等を記載させること。管理型及び安定型最終処分場については、参考様式が県ホームページに掲載されている。

基準に求められている全ての事項について、記載されており、その根拠が添付書類等にて把握できることを確認すること。

(ウ) 添付書類

a 施設配置図

- (a) 事業区域を明確にし、その中で事務所、管理棟、埋立地の位置を明記するとともに、展開場所、水処理施設、区域杭（事業区域及び埋立地）、最終処分場の立札、火気注意の立札（可燃性廃棄物の埋立地に限る）、覆土用土砂等置場等の付帯設備が記載されていることを確認すること。
- (b) 覆土用土砂等置場は、県最終処分場立地基準にて原則として最終処分場内に設ける事となっている。やむを得ず最終処分場外に保管する場合は、当該保管設備を示した書類を提出させるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法等の関係法令、県盛土等の規制に関する条例等についても確認していることに留意すること。

b 施設構造図

- (a) 埋立地及び付帯設備について、平面図、縦横断面図、その他資料が添付されていることを確認すること。
- (b) 平面図においては、事業区域、埋立区域、保安距離の他、周囲の囲い、門扉、丁張、基準高（4箇所以上：廃棄物の埋立高及び最終覆土高が常に判別できるよう、構造等により適切に配置すること）等の付帯設備が示されていることを確認すること。
  - ・ 周囲の囲い、門扉、丁張、基準高については、構造や材質等を示した一般図を添付すること。
  - ・ 付帯設備のうち、管理型最終処分場においては、保有水等集排水設備（管渠）、発生ガス排除設備、浸出液処理設備または貯留槽、遮水シート、耐水構造である調整池（最終処分場基準省令第1条第1項第5号ホ）が記載されており、各設備の詳細図及び遮水シートの仕様を示したカタログ等が添付されていることを確認すること。
  - ・ 付帯設備のうち、安定型最終処分場においては、浸透水の採取設備及

び地下水観測用井戸が記載されていることを確認すること。

- (c) 縦横断面図においては、事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段を記載すること。適宜、図面を分け、凡例にて説明を付記する等、わかり易く明記されていることを確認すること。
- (d) 事業区域における施設全体面積及び埋立区域における埋立面積を証する実測求積図が添付されていることを確認すること。
- (e) 埋立計画においては、埋立方式、埋立順序（廃棄物層と覆土層を明示）、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立終了予定年月とともに、工期ごとの図面等により示され、埋立処分終了後の維持管理の内容が記載され、搬入路や廃棄物の種類等を踏まえ、適切に計画されていることを確認すること。

なお、埋立の途中でえん堤を築造する等の場合は、適切な時期（えん堤の竣功後、使用前）に、使用前検査を受検する旨が示されていることを確認すること。

c 処理施設の構造を明らかにする設計計算書

- (a) 埋立容量を証する断面計算書により、廃棄物容量（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物と石綿含有一般廃棄物を共用する場合は、分けて算出し、埋立場所等を明示するとともに、(イ)b(a)と整合していること）及び覆土容量（中間覆土量及び最終覆土量）が計算されていることを確認すること。埋立容量を平均断面法で算出する場合は、各測点の横断面図に加え平面図及び縦断面図の変化点（断面が変化する地点）の断面図を作成し、土量計算書に反映されていること。

なお、一般廃棄物の最終処分場と共用されている場合は、一般廃棄物の数量を併記すること。

- (b) 地表水集排水設備においては、計画雨水量の算定にて流域面積が考慮され、当該設備の流量計算書の算定にて計画雨水量に対応した、必要な通水断面、勾配、流速が検討され、流下能力の安全性が確保されていることを確認すること。

埋立地の計画地に水路が敷設されている場合においては、当該水路の流域面積を考慮した付替水路を設置する計画となっていることを計画雨水量及び流量計算書により同様に確認すること。

なお、計画雨量の算定に当たり、森林法による林地開発行為許可と都市計画法による開発行為許可を伴う区域で降雨強度が異なるため、計画地の区域と適用される法令を確認し算定していることを確認すること（森林における開発行為の許可にかかる指導要綱、都市計画法静岡県開発行為等の手引き）。

- (c) 地滑り防止工又は沈下防止工の必要性について、埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等事業区域内全体において、次に留意して検討されていることを確認すること。
- ・ 埋立地の埋立前（使用前）の安定性（切土法面）、埋立終了後（廃止時）の安定性（盛土法面）
  - ・ 地下水集排水設備等、埋立地の下に設置する設備
  - ・ 覆土用土砂等置場
 

施工方法、必要となる覆土量、設置に伴う工事により発生する土砂量及びその保管方法に留意し、崩壊やそれに伴う流出防止措置が講じられていることを確認すること。
- (d) 廃棄物を埋め立て貯留する擁壁、えん堤その他の設備については、設計書及び安定計算書により、自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して、沈下、滑動、転倒等構造耐力上安全であることが示されていること。
- (f) 管理型最終処分場における保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備においては、次により最終処分場基準省令第1条第1項第5号ニからへまでに適合していることを確認すること。
- ・ 水処理に係る処理工程図は、埋め立てる廃棄物の種類や埋立作業によって定まる計画流入水質及び法令や放流先の水利用条件から定まる放流水質を設計条件として合理的な水処理工程とすること。
  - ・ 保有水等集排水設備の集水量、調整池の調整容量、浸出液処理設備の処理能力の算出にあつては、最寄りの雨量観測所の降雨量と埋立地の降雨量が一致しているか相関関係を確認したうえで、適切な降雨量により予測すること。また、近年の降雨量の増減の傾向を把握した上で、年平均の日降雨量を算出する年数（最低10年以上）を決定すること。
  - ・ 最終処分場の埋立が終了し、廃止後に、水処理施設を撤去可能となるよう設計されていることを確認すること（自然放流が可能等）。
 

また、廃止後に撤去可能な施設（自然流下が可能な位置関係か等）を確認すること。
- (g) 変更許可申請に係る手続においては、現況、変更許可後の竣功時及び埋立終了時の構造等が把握できることを確認すること。また、現況から竣功の間に覆土や廃棄物の移動が生じる場合は、適切に処理されていることを説明させること。
- d 周囲の地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (a) 地下水の流向が示され（適宜、生活環境課に確認すること）、地質図（井戸の柱状図等）が添付されており、地下水採取井戸が流向、深度、地層（耐水層）等を踏まえて適切に設置されていることを確認すること。
- (b) 地質により、事業区域が安定である旨を示す際は、当該地質の性質を

示すこと。

- e 利害関係者に対する情報提供の実施状況がわかる書類
  - (a) 利害関係者とは、当該事業区域の周辺に居住する者、周辺で事業を営んでいる者等である。対象者の選定理由等が記載されていること、その選定が適切であることが分かる資料であることを確認すること。
  - (b) 情報提供の実施状況が分かる書類として、説明会の資料、結果及び対応状況等の資料が添付されていることを確認すること。
- f 公図の写し、土地登記事項証明書
  - (a) 公図の写しには、埋立地及び付帯設備の位置を図示し、申請地及び隣接地の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名が記載されていることを確認すること。
  - (b) 土地登記事項証明書（登記簿謄本）は、当該許可に係る事業区域に関する土地及び隣接地に係る土地に関するものとし、受付日から起算して3か月前の日以降に交付された原本を添付させ、公図写しと整合がとれていることを確認すること。
  - (c) 土地所有権又は使用権原を有することを証する書面は、当該許可に係る処理施設に関する土地について添付され、有効なものであることを確認すること。

#### イ 焼却施設等最終処分場以外の施設

- (ア) 事前協議書（要綱様式第1号）
  - a 別紙事業計画の概要
    - (a) 「2 基本計画」のうち、施設の種類には、令第7条、省令第12条の2に関する事項を次の例により記載させること。  
例：廃油の焼却施設（電気炉）（令第7条第5号）等  
廃プラスチック類の焼却施設（ガス化改質方式）（令第7条第8号）等
    - (b) 「5 隣接地」について記載させること（要綱第14条第2項(3)）。記載においては、「4 計画地」に準じること。
- (イ) 添付書類
  - a 処理施設の構造を明らかにする設計計算書
    - (a) 予定する処理対象物と計算に用いられている元素組成等が妥当であることを確認すること。なお、複数の種類の廃棄物が混合される場合であっても、単独の廃棄物における最大能力にて計算されていることを確認すること。
    - (b) 廃棄物処理基準等専門委員会（H15）の産業廃棄物焼却処理システムの技術上の基準について（案）の有機物の熱処理施設の類型化に留意すること。



- b 利害関係者に対する情報提供の実施状況がわかる書類
- (a) 利害関係者とは、当該処理施設の周辺に居住する者、周辺で事業を営んでいる者等である。対象者の選定理由等が記載されていること、その選定が適切であることが分かる資料であることを確認すること。
  - (b) 情報提供の実施状況が分かる書類として、説明会の資料、結果及び対応状況等の資料が添付されていることを確認すること。
- c 公図の写し、土地登記事項証明書
- (a) 公図の写しには、当該許可に係る処理施設に関する土地を含むものとし、処理施設、建屋、敷地の位置を図示し、処理施設及び隣接地の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名が記載されていることを確認すること。
  - (b) 土地登記事項証明書（登記簿謄本）は、当該許可に係る処理施設に関する土地及び隣接地に係る土地に関するものとし、受付日から起算して3か月前の日以降に交付された原本を添付させ、公図写しと整合がとれていることを確認すること。
  - (c) 土地所有権又は使用権原を有することを証する書面は、当該許可に係る処理施設に関する土地について添付され、有効なものであることを確認すること。
- d 処分方法を示した資料
- (a) 第3-2-(2)ウ(コ)aの記載については次の施設にて生ずる廃棄物が対象である。
    - ・ 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB等、その他の廃棄物の焼却施設において生ずる焼却灰等
    - ・ 廃水銀等の硫化施設において生ずる廃棄物
    - ・ 廃石綿、石綿含有産業廃棄物の熔融施設において生ずる廃棄物

#### 第4-2-(3) 事務処理の流れ

##### ア 設置場所を管轄する市町及び健康福祉センターへの送付

- (ア) 受付、書類の形式審査を行った後、副本のうち1部を関係市町の長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を聴取（2週間程度とする）し、併せて1部を管轄健康福祉センターへ送付すること。

##### イ 審査指示及び措置報告

- (イ) 事前協議書の審査結果、関係市町の長の意見を踏まえ、必要に応じ、事前協議書提出者に要綱第20条の規定による審査指示を行い、審査指示を行った旨を市町の長に通知すること。

なお、審査指示に対する措置に係る協議及び調整は、事前協議書提出者が自ら関係者で行うため、必要に応じ、関係者の承諾を得て連絡先を事前協議書提出者に伝えること。

(イ) 要綱様式第2号の措置報告書3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事前協議書提出者に返却すること。

(ウ) 廃棄物リサイクル課は、措置報告書について、審査指示を行った事項が是正されているか確認し、是正されている場合は、事前協議終了の決裁を、是正されていない場合は、再度、審査指示を行うこと。

(エ) 措置報告書が提出されず、審査指示から2年経過したときは要綱第20条第7項により取り下げたものとみなされるため、事前協議書提出者に事前協議書を返戻すること。事前協議書提出者の責めに帰することのできない理由があると認められる場合は、状況を把握し、適宜対応すること。

#### ウ 事前協議終了通知の交付

決裁後、事前協議書提出者に事前協議終了通知及び受付印を押印した鑑の写しを、市町長及び管轄健康福祉センターに通知の写し及び審査指示を行った場合は措置報告書を送付する。

### 第4-3 生活環境影響調査（県環境調査指針）

第3-3 生活環境影響調査の例による。

### 第4-4 条例手続（条例第20条～第26条）

第3-4 条例手続及び第4-2、第4-3の例による。

### 第4-5 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請

第3-5、第4-2から第4-4によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第4-5-（1） 受付時の確認事項

ア 提出書類6部（正本1部、副本5部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。

また、法第15条の2第3項の規定による専門的知識を有する者の意見を聞く際に使用する概要版10部を廃棄物リサイクル課に提出させること。

#### 第4-5-（2） 審査における留意事項

##### ア 最終処分場

最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理計画が、法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされているかについて主に審査すること。

##### イ 焼却施設及びその他の施設の許可申請書鑑

焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法にあつて

は、第4-2-(2)イ(イ)eによること。

#### 第4-5-(3) 事務処理の流れ

ア 管轄健康福祉センター及び市町への送付、縦覧の告示

- (ア) 申請受付後、静岡県公報に告示し、廃棄物リサイクル課と管轄健康福祉センターにおいて1か月間縦覧するとともに、市町に申請書を送付し、意見聴取する。
- (イ) 廃棄物リサイクル課は、市町や利害関係者等から提出された意見書の意見を取りまとめ、申請者に送付する。申請者から見解書が提出された場合は、決裁の上、見解書をホームページで公表する。
- (ウ) 意見が無かった場合はすみやかに、意見があった場合は見解書公表後、専門家に申請書の概要版を送付し、現地調査の依頼及び日程調整を行うとともに、管轄健康福祉センターに申請書及び概要版を送付する。
- (エ) 現地調査においては、事業者が専門家に説明を行い、現地調査後に専門家との意見交換の内容を記載した議事録を事業者から提出させること。
- (オ) 現地調査の結果、専門家から意見が提出された場合には、申請者に対して見解書の提出を指導し、再審査を行う。
- (カ) 再審査は、意見のあった専門家と行き、事業者の見解に対して専門家が了承するまで繰り返し審査する。なお、審査の過程はメール等記録に残る形で保存すること。
- (キ) 意見書は、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて受け付ける。管轄健康福祉センターにて受付した場合は、その都度廃棄物リサイクル課に送付する。

#### 第4-6 使用前検査

第3-6の例によるほか、以下によること。

- (1) 最終処分場の埋立開始後にえん堤を増築する等使用前検査時に最終的な構造を確認できない場合は、増築時点等に使用前検査を受検させること。

#### 第4-7 軽微変更届

第3-7の例による。

#### 第4-8 合併・分割

第3-8の例による。

#### 第4-9 譲受け・借受け

第3-9の例による。

## 第4-10 定期検査

### 第4-10-1 受付時の確認事項

- ア 検査期限日（使用前検査実施日又は直近の定期検査実施日のうちいずれか遅い日から5年3か月後の日の前日）の30日前までに省令様式第20号の2の定期検査申請書、別紙10（該当する施設のもの）に示す添付書類及び申請者がチェックした別紙10の書類が添付されていることを確認すること。
- イ 添付書類は別紙10の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。
- ウ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。
- エ 申請者が定期検査結果通知書の交付及び鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

### 第4-10-2 審査における留意事項

- ア 申請書類が廃棄物処理施設の設置許可の際に申請者から提出された書類、図面等（変更の許可を行った場合や軽微変更届が提出された場合にあっては、変更後のもの）と相違がないことを確認すること。また、処分業の許可を取得している場合は、当該許可状況との整合を確認すること。
- イ 立入検査においては、申請書類と実際の廃棄物処理施設の構造に相違がないか確認すること。
- ウ 当該施設について十分な知識を有する者（技術管理者等）の立会い及び説明等を求め、当該施設が法第15条の2第1項第1号の規定による技術上の基準に適合したものであることを確認すること。また、合わせて法第15条の2の3の規定による技術上の基準及び最終処分場維持管理基準により維持管理を行っているか確認すること。
- エ 不備事項が確認されたときは、直ちに改善するよう指導票の交付等により指示し、直ちに改善が図られない場合は、不適合通知の交付、法第18条による報告徴収等を行うこと。

### 第4-10-3 事務処理の流れ

- ア 立入検査を実施後（改善が直ちに行われる場合はその改善状況を確認後）速やかに、申請者に対し定期検査結果通知書及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに通知書の写しと副本1部を送付する。

## 第4-11 維持管理積立金（最終処分場に限る。）

### 第4-11-1 受付時の確認事項

- ア 最終処分場設置者（稼働中の最終処分場に限る。）に対し、毎年度10月31日までに省令様式第21号の特定産業廃棄物最終処分場状況報告書を提出させ、次

に留意して受け付けること。

(ア) 提出票（提出資料の確認：最終処分場設置者ごと相違）

(イ) 担当者及び連絡先の変更状況

#### 第4-11-(2) 審査における留意事項

ア 埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された産業廃棄物の数量は、許可されている産業廃棄物容量から埋立地調査報告（第4-12）における最終処分場残余容量の差に近似しているか確認すること。

イ 埋立処分の終了予定年月日が過去ではないこと確認すること。

ウ 処分場の残余容量が少ない事業者には、過剰搬入の注意喚起を行うこと（残余容量が、当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の数量を2倍した数量を下回っているか否かを「残余容量が少ない」の目安とする）。

#### 第4-11-(3) 事務処理の流れ

ア 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から、算定に用いる最終処分場ごとの積立済額が毎年度6月30日までに課メールあて送信されるため、未払い等がないか確認しておくこと。

イ 毎年9月中旬に、省令第12条の7の15の報告について、最終処分場設置者に、当該報告について案内している廃棄物リサイクル課のホームページのリンク、前年度の維持管理積立金額の通知（年月日、発出番号）、報告期限（10月31日まで）をメールにて案内すること。

ウ ア及び最終処分場設置者から提出された報告により、各施設の維持管理積立金額を算定すること。

エ 算定額を最終処分場設置者へ通知すること（メール施行）。

オ 機構へメールにて積立金額を算定した一覧表を通知すること。

### 第4-12 埋立地調査報告（最終処分場に限る。）

#### 第4-12-(1) 受付時の確認事項

ア 健康福祉センターは、調査対象施設と調査表の種類が一致していること、調査漏れのないことを確認し、受け付けること。

#### 第4-12-(2) 審査における留意事項

ア 調査対象施設は、昨年度末現在で設置許可されている「産業廃棄物最終処分場」及び平成9年12月1日以前に設置された、いわゆる「ミニ処分場」であること。

イ 残容量及び残面積は、添付する前年のデータと比較して、かい離がある場合は理由を確認し、過年度の残容量及び残面積を把握すること（維持管理積立金用）。

ウ 提出資料

(ア) 産業廃棄物埋立地調査表Ⅰ（稼働中の施設）

- (イ) 産業廃棄物埋立地調査表Ⅱ（建設中の施設）
- (ウ) 産業廃棄物埋立地調査表Ⅲ（埋立終了後廃止されていない施設）

#### 第4-12-(3) 事務処理の流れ

- ア 廃棄物リサイクル課は、4月当初に、各健康福祉センター、政令市へ調査表のとりまとめ、5月中旬までに報告するよう依頼する。
- イ 各健康福祉センター及び政令市は、各管内の事業者を対象に調査し、とりまとめ、廃棄物リサイクル課へメールにて提出する。
- ウ 廃棄物リサイクル課は調査報告を集計する。  
なお、施設ごとの情報は非公表であることに留意すること。

#### 第4-13 埋立終了届（最終処分場に限る。）

##### 第4-13-(1) 受付時の確認事項

- ア 最終処分場設置事業者に省令様式第24号の産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書を廃棄物リサイクル課に提出させること。別紙11に示す添付書類及び届出者がチェックした別紙11の書類が添付されていることを確認すること。
- イ 添付書類は別紙11の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。
- ウ 提出書類3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に届出者に返却すること。
- エ 最終処分場維持管理基準第4(12)の措置が終了していることを確認すること。
- オ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受付すること。
- カ 副本の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は届出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。
- キ 立入検査日程を調整すること。

##### 第4-13-(2) 審査における留意事項

第4-2から4までの例によるほか、以下によること。

- ア 届出書類が廃棄物処理施設の設置許可の際に申請者から提出された書類、図面等（変更の許可を行った場合や軽微変更届が提出された場合にあっては、変更後のもの）と相違がないことを確認すること。また、処分業の許可を取得している場合は、当該許可状況との整合を確認すること。
- イ 廃棄物の性状は、廃棄物の種類に応じて分解性の有無、保有水の状況、その他特記すべき事項を記載させること。ただし、例えば木くずやがれき類などの種類によって性状が明確な廃棄物については、省略が可能であること。
- ウ 「埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類」は、水質検査の実施機関及び頻度が最終処分場維持管理基準を満たしていることを確認すること。また、埋立地内のガス測定や埋立地内及び周辺の地中温度測定

の時期や頻度が記載されていることを確認すること。

エ 「埋立終了時の処理施設の写真」は、処理施設の全景及び以下の設備が判別できるものであることを確認すること。

(ア) 立札、門扉、周囲の囲い、擁壁、発生ガス排除設備、地下水観測用井戸

(イ) 安定型にあつては、雨水等排水設備、浸透水の採取用井戸

(ウ) 管理型にあつては、遮水工、保有水等集排水設備、地下水集排水設備、雨水集排水設備、浸出液処理設備、調整池

オ 「埋立終了時での地下水及び浸透水の水質検査結果（安定型）」及び「埋立終了時での地下水及び放流水の水質検査結果（管理型）」は、検査頻度が最終処分場基準省令及び県最終処分場維持管理基準を満たしていることを確認すること。また、異常値がある場合は、その対応結果が示されていることを確認すること。

カ 立入検査を実施し、覆土厚、埋立高さ、測点間距離、法面勾配、その他構造が図面どおりになっていることを確認すること。また、上記設備に異状がないことを確認すること。

キ アやカにより図面等に相違があつた場合は、軽微変更届の提出等を指導すること。

#### 第4-13-(3) 事務処理の流れ

ア 決裁後、届出者に受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに副本を送付すること。

イ 終了届出台帳の帳簿に追加すること。終了届出台帳の帳簿の一部及び図面は終了届をもって充てる。

ウ 決裁された埋立終了届は、当該最終処分場の廃止まで常用資料として扱うこと。

#### 第4-14 廃止確認申請（最終処分場に限る。）

##### 第4-14-(1) 受付時の確認事項

ア 省令様式第25号の産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書、別紙12に示す添付書類及び申請者がチェックした別紙12の書類が添付されていることを確認すること。

なお、指定区域台帳の調製のため、添付書類の電子媒体の提供を依頼すること。

イ 添付書類は別紙12の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

ウ 提出書類3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は申請者に返却すること。また、当該最終処分場の現状を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図及び構造図）、当該最終処分場の周

辺の地図及び基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を各1部提出させること。

エ 廃止確認申請書、埋立終了届及び埋立終了届後に提出された軽微変更届に相違がないことを確認すること。相違がある場合は、軽微変更届が提出された後に受け付けること。

オ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受付すること。

カ 廃止後の計画を確認し、形質変更届の提出を予定している場合は、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月6日付け環廃対発第050606001号・環廃産発第050606001号）を確認した上で相談資料（例：指定区域に指定されている土地か、形質変更届が必要な内容か等）を整え、形質変更届の提出前にあらかじめ、管轄健康福祉センターに相談するよう指示すること。

キ 申請者が廃止確認通知書の交付及び副本の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

#### 第4-14-(2) 審査における留意事項

ア 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書鑑（省令様式第25号）

(ア) 「埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量」は、第4-2-(2)のア(ウ)c(ア)に準じること。

(イ) 「埋立処分終了年月日」には、実際に埋立処分を終了した年月日に加え、埋立終了届の受付日を括弧書きで記載させること。

(ウ) 「地下水等又は地下水の水質の状況」は、地下水の水質が基準に適合していること及び基準に適合しなくなるおそれがない（濃度上昇がみられない）ことが示されていることを確認すること。

(エ) 裏面については、該当する最終処分場の種類についてのみ記載すること。

(オ) 「埋立地からのガスの発生状況」は、埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないことが示されていることを確認すること。

(カ) 「埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況」は、埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと（差が摂氏20度未満である状態）が示されていることを確認すること。

(キ) 安定型最終処分場における「埋立地の浸透水の水質の状況」は、浸透水の水質が基準に適合していることが示されていることを確認すること。

(ク) 管理型最終処分場における「埋立地の保有水等の水質の状況」は、すべての項目について排水基準等に適合していることが示されていることを確認すること。

(ケ) ガスの採取や地中の温度測定には、発生ガス排除設備等が利用されていることを確認すること。



## イ 添付書類

- (ア) 「埋立終了時及び現在の処理施設の写真」は、処理施設の全景及び以下の設備が撮影されたものであることを確認すること。
- a 門扉、周囲の囲い、擁壁、発生ガス排除設備、地下水観測用井戸
  - b 安定型にあつては、雨水等排水設備、浸透水の採取用井戸
  - c 管理型にあつては、遮水工、保有水等集排水設備、地下水集排水設備、雨水集排水設備、浸出液処理設備、調整池
- (イ) 水質検査や埋立地内のガス測定、埋立地内及び周辺の地中温度測定は、埋立終了届に添付された「埋立処分の終了から閉鎖までの間の維持管理の方法を明らかにする書類」に基づき実施されていることを確認すること。
- (ウ) 立入検査を実施し、埋立高さ、測点間距離、法面勾配、その他構造が図面どおりになっていることを確認すること。ただし、安定型であつて、埋立終了届出時の立入検査から6か月が経過しておらず、埋立終了届出時から図面が変更されていない場合は立入検査を省略することも可能であること。

### 第4-14-(3) 事務処理の流れ

- ア 審査、決裁後、申請者に廃止確認通知書及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに通知書の写しと副本を送付すること。
- イ 廃止確認申請に基づき終了台帳帳簿に追記すること。
- ウ 決裁となった廃止確認申請書は、埋立終了届とともに文書引継ぎを行うこと。

## 第4-15 区域指定

### 第4-15-(1) 事務処理の流れ

- ア 廃止確認申請の決裁後、埋立区域を指定区域として県公報に登載及び指定する決裁を行う。
- イ 省令様式第34号の指定区域台帳を調製し、一覧表を廃棄物リサイクル課ホームページに掲載する。

指定区域台帳に用いる当該最終処分場の現状を明らかにする書類（平面図、立面図、断面図及び構造図、埋立て区域の公図写、土地登記簿、求積図）は、廃止確認申請資料の写しにより作成する（廃止確認申請において、添付書類の電子媒体の提供が行われた場合は、それにより調製する）。

## 第4-16 形質変更届

### 第4-16-(1) 受付時の確認事項

- ア 指定区域内の土地の形質を変更しようとする者から、管轄健康福祉センターは、省令様式第35号の形質変更届出書2部（正本1部、副本1部）を、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）「3土地の形質の変更の届出等」を参考に、必要な書類

が添付されていることを確認し、受け付けること。

イ 管轄健康福祉センターは、基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から30日以内に変更を命ずる必要があることに留意すること。

#### 第4-16-(2) 審査における留意事項

ア 最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン等により審査を行う。

イ 管轄健康福祉センターは、届出において疑義が生じた際は、廃棄物リサイクル課に、期限の余裕を持って照会すること。

#### 第4-16-(3) 事務処理の流れ

ア 管轄健康福祉センターは、法第15条の19第1項の届出において、基準に適合しないと認めるときは、受理した日から30日以内に、届出者に対し、その届出に係る土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命じ、その旨を廃棄物リサイクル課に情報提供する。

イ 管轄健康福祉センターは、基準を満たしていると認めるときは、届出の決裁後、廃棄物リサイクル課に副本を送付する。

ウ 廃棄物リサイクル課は、送付された副本により指定区域台帳に追記、調整し、ホームページに掲載している一覧を更新する。

エ 管轄健康福祉センターに指定区域内の土地の形質を変更しようとする者から相談があった場合には、適宜、廃棄物リサイクル課に情報共有し、協力を求めること。

### 第5 肥料飼料製造処理施設（条例第2条第5項に規定するものに限る。）の設置等

第3-1から第3-4までの例によるほか、以下によること。

#### 第5-1 相談

(1) 事前協議及び条例手続の対象は次のとおりであるため、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターは事業者に対して、手続の要否を、施設の設置（変更）前に廃棄物リサイクル課に相談するよう指導すること。

##### ア 施設の種類

肥料若しくは飼料又はそれらの原料の用に供する施設（肥料飼料製造処理施設）であって、法第14条の6の許可を受けて行う事業の用に供する、汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿の1日あたりの肥料飼料製造能力が30トンを超える施設

##### イ 手続が必要となる対象

###### (ア) 設置

###### (イ) 生活環境に及ぼす影響が増大する次の変更

a 肥料飼料製造処理能力の10パーセント以上の増大に係る変更

b 処理する産業廃棄物の種類の変更

c 設備もしくは構造の変更または位置の変更

- (2) 相談に当たっては施設の配置図や構造図、能力計算書、処理工程図、肥料登録（予定）を提出させ、条例の対象施設であるかを判断し、必要な手続を指導すること。

## 第5-2 設置等

### 第5-2-1 事前協議（要綱第16条～第21条）

第3-2の例による。

### 第5-2-2 生活環境影響調査（県環境調査指針）

第3-3の例による。

### 第5-2-3 条例手続（条例第20条～第26条）

第3-4の例による。

## 第6 事故時の届出（法第21条の2）

### 第6-1 特定処理施設事故時応急措置届出書受付時の確認事項

- (1) 管轄健康福祉センターは、政令第24条の特定処理施設の付近の見取図及び事故現場の写真その他の事故の状況及び講じた措置の概要を示す書類が添付され、産業廃棄物処理施設等における事故か否か確認すること。
- (2) 管轄健康福祉センターが追加措置を命ずるか否か確認すること。

### 第6-2 審査における留意事項

- (1) 管轄健康福祉センターは、事故の状況及び講じた措置、生活環境影響や今後の追加措置の計画の有無を確認すること。
- (2) 管轄健康福祉センターは、発生の防止のための応急の処置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- (3) 添付書類
- ア 特定処理施設事故時応急措置届出書（細則様式第30号の2）
  - イ 特定処理施設の付近の見取図
  - ウ 事故現場の写真
  - エ その他の事故の状況及び講じた措置の概要を示す書類

### 第6-3 事務処理の流れ

- (1) 情報入手時（法第21条の2に該当しない施設も含む。）
- ア 管轄健康福祉センター及び廃棄物リサイクル課は、情報の一報を受けたときは速やかに共有すること。
  - イ 管轄健康福祉センターは、可能な範囲で情報を産業廃棄物処理施設設置者から収集し、法第21条の2に該当する場合は届出が必要な旨説明するとともに、廃棄物リサイクル課に情報共有すること。
  - ウ 廃棄物リサイクル課は、必要に応じくらし・環境部長等へ報告すること。
- (2) 届出提出時
- 法第21条の2により、管轄健康福祉センターは、細則様式第30号の2の特定

処理施設事故時応急措置届出書が提出された際は、2部受け付け、1部を廃棄物リサイクル課へすみやかに進達すること。

- (3) 管轄健康福祉センターは、発生の防止のための応急の処置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができることに留意すること。
- (4) 廃棄物リサイクル課は、必要に応じ、くらし・環境部長等へ報告すること。

## 第7 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証

### 第7-1 記載方法

- (1) 許可証は、省令様式第20号によること。
- (2) 許可番号は、9桁とし、次表により付与すること。

番号の種類	健康福祉センター	施設区分	設置者区分	申請回数	枝番
数字桁数	3	1	1	1	3
説明	010:賀茂 030:東部 070:中部 100:西部	1:中間処理 2:最終処分	1:処理業者 2:排出事業者 3:その他	0:新規許可 1~:変更回数	施設固有に付与

例) 東部、中間、処理業者、変更2回目の場合 030112×××

(ア) 枝番については、別途管理簿により付与すること。変更許可においては付与しない。

なお、新規許可、変更許可それぞれにおいて枝番が付与されている例においては、新規許可時の枝番を以降使用すること。

(イ) みなし許可施設の場合、変更許可の際に枝番を付与すること。

- (3) 許可証の年月日及び許可の年月日は施行日とする。

### 第7-2 再交付

- (1) 事業者が許可証を破り、汚し、又は失い再交付を希望する場合は、細則様式第31号の許可証等再交付申請書を廃棄物リサイクル課に提出させること。その際、再交付の理由を確認するとともに、記載事項に誤りがないことを台帳と確認した上で、受け付けること。

返信用封筒（送料は申請者が負担）を同封する場合は郵送での提出を認める（信書の取扱いが可能な手段によること）。

- (2) 決裁後、申請者に再交付した許可証を交付するとともに、管轄健康福祉センターへ副本を送付すること。

なお、許可証等の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、速やかに、細則様式第32号の許可証等返納書とともに発見した許可証を返納するよう指導すること。

## 第8 申請者等の適格性の照会事務

1に記載の申請等を受け付けた際は、2に記載の対象者について適格性に係る照会事務を行う。

なお、欠格照会事務の詳細は「欠格要件照会事務処理マニュアル」によること。

### 1 欠格照会の対象とする申請等

- (1) 設置許可申請
- (2) 変更許可申請
- (3) 譲受け又は借受け申請
- (4) 合併又は分割の認可申請
- (5) 軽微変更届（次に掲げる場合に限る。）
  - ア 法人の役員の変更
  - イ 法人の出資者等の変更
  - ウ 法定代理人の変更
  - エ 使用人の変更

### 2 欠格照会の対象となる者（軽微変更届による場合は、変更のあった者（退任者を含む。）のみとする。）

- (1) 申請者
- (2) 全ての役員
- (3) 持株比率5%以上の出資者（個人）
- (4) 全ての使用人